

協議事項 (1) 協議会の解散について

県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会は、令和4年度事業の完了をもって県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会規約第2条各号に掲げる協議を終了したことから、令和5年7月31日付けで同規約を廃止し、解散するものとする。